

湖西市告示第 214 号

湖西市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領の一部を改正する要領

湖西市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領（令和 3 年湖西市告示第 124 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。



様式第1号（第3条、第6条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料計算書

1. 判定の別

判定の別	
計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(法第11条第1項又は第12条第2項) <input type="checkbox"/>
計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定(法第11条第2項又は第12条第3項)	<input type="checkbox"/>
軽微な変更に関する証明書の交付 (省令第13条)	<input type="checkbox"/>

2. 手数料計算

申請の区分			下記(※1) 該当の有無	評価方法	手数料金額	
一戸建ての住宅			1戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円
一戸建て住宅以外の住宅 (共同住宅等・複合建築物)			戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円
			m ²		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 評価しない	円
			m ²		<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	^(A) 円 ^(B) 円
			m ²		—	^{(A)+(B)又は(C)} のうち、安価なもの ^{(C)(※2)} 円
住宅以外の建築物 (非住宅)			m ²	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	^{(A)+(B)又は(C)} のうち、安価なもの ^{(C)(※2)} 円
			m ²		—	^(B) 円
			m ²		—	^(B) 円
			m ²		—	^{(C)(※2)} 円
手数料金額 計						円

※1 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合又は共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分を評価しない場合

※2 ^(C)非住宅部分全体の床面積を「工場等以外」として算出した金額

(注意)

1. 判定の別

判定の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2. 手数料計算

- ① 床面積には、適合性判定の対象床面積（増改築にあっては、既存部分を除いた床面積）を記入してください。
- ② 次に掲げる場合に該当する場合にあっては、「下記(※1)該当の有無」の「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。該当しない場合にあっては、「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - (1) 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合
 - (2) 共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分を評価しない場合

- ③ 「下記(※1)該当の有無」の「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れた場合にあっては、該当する評価方法のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ④ ②(2)に該当する場合を除き、共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合にあっては、当該区分の額を記入する必要はありません。
- ⑤ 住戸部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑥ 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑦ 「工場等以外」と「工場等」の複合用途の場合には、各々の床面積で算出した金額の合計金額としてください。ただし、全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額としてください。

なお、「工場等」とは、建築基準法上の用途が以下のものをいいます。

- ・工場
- ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- ・水産物の増殖上若しくは養殖場
- ・倉庫
- ・卸売市場
- ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- ・火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

- ⑧ ②(1)に該当する場合にあっては、当該計画にかかる認定通知書の写し及び概要が分かる配置図等を提出してください。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。